

南島原市エコ・オフィス認定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市内において、ごみの発生抑制及び再資源化並びに省エネ活動を積極的に推進している事業所を「エコ・オフィス」として認定し、広く市民に周知することにより、市民・事業者・市が一体となり、環境にやさしいまちづくりの形成推進を図ることを目的とする。

(認定要件)

第2条 エコ・オフィスは、別表に掲げる活動項目のうち、いずれかを実施している事業所とする。

(申請及び認定)

第3条 エコ・オフィスの認定を受けようとする事業所は、南島原市エコ・オフィス認定申請書（様式第1号）を市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、前条に規定する認定要件を満たしていると認めるときはエコ・オフィスとして認定し、南島原市エコ・オフィス認定証（様式第2号）を当該申請者へ交付するものとする。

(認定期間及び更新)

第4条 前条による認定期間は、認定を受けた日から2年を超えない3月の末日までとする。

2 エコ・オフィスの認定を受けた事業所は、前項の認定期間の満了する日の2か月前から前条の手続により更新の申請を行うことができる。

(変更の届出)

第5条 エコ・オフィスの認定を受けた事業所は、事業所名、取組内容等に変更があったときは、速やかにエコ・オフィス内容変更届出書（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

(休止、再開又は廃止の届出)

第6条 エコ・オフィスの認定を受けた事業所は、実施している活動を休止、再開又は廃止しようとするときは、速やかにエコ・オフィス休止・再開・廃止届（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

(取消し)

第7条 市長は、前条の規定による廃止届の提出があったとき、又は第2条の認定条件に適合しなくなったと認められるときは、認定を取り消すことができる。

(エコ・オフィスの役割)

第8条 エコ・オフィスの認定を受けた事業所は、南島原市エコ・オフィス認定証(様式第2号)を事業所内に掲示するものとする。

2 エコ・オフィスの認定を受けた事業所は、市が実施するごみの減量及びリサイクルの推進並びに省エネ活動に協力するものとする。

(市の役割)

第9条 市長は、市ホームページ等にエコ・オフィスの認定を受けた事業所の名称、その活動内容等を掲載し、市民へ広報するとともに、これらの活動への協力を呼びかけるものとする。

附 則

この要領は、平成22年1月8日から施行する。

(別表)

活動項目		活動の例示
1	簡易包装の推進	包装の簡素化、のし紙の簡素化、完全包装の有料化等
2	マイバッグ持参運動の推進	値引き、スタンプカードの採用、マイバックの販売等
3	容器等の店頭回収	トレー、牛乳パック、卵パック、アルミ缶、電池、蛍光灯等の回収
4	再生・詰め替え商品の販売	エコマーク、グリーンマークなど環境ラベル付商品、洗剤、シャンプーその他の詰め替え商品の販売
5	事業所内で発生する廃棄物のリサイクル	オフィス用紙、段ボール等の梱包材の回収業者への引渡し、食品残渣のリサイクル処理等
6	省エネ活動の推進	冷暖房の効率的な使用、事業所内のこまめな節電、クールビズ・ウォームビズの推進、低燃費車の導入等
7	啓発運動	社員教育、パンフレット、チラシ等による店内外への啓発、マイク放送、ビデオ放映等による店内の啓発運動等
8	その他	廃棄物の減量化及び環境美化並びに省エネ活動に関する市施策への協力等